

# 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について ～改正土壌汚染対策法（平成30年4月1日施行予定分）との整合を図る 観点からの条例等における規定整備のあり方（案）～

## 1 目的・経緯

- 大阪府では、土壌汚染対策法と大阪府生活環境の保全等に関する条例（生活環境保全条例）に基づき、府域の土壌汚染対策を推進している。
- 平成29年5月に、土壌汚染対策法が改正・公布され、その一部が平成30年4月1日に施行される予定である。
- 大阪府環境審議会土壌汚染対策検討部会では、府から改正土壌汚染対策法と整合した、条例に基づく土壌汚染対策のあり方について諮問を受け、
  - ・ 条例等における規定整備のあり方
  - ・ 府域の状況を踏まえたリスク管理のあり方 等
 について、順次審議を行っている。
- このほど、改正土壌汚染対策法のうち平成30年4月1日に施行される予定の事項との整合を図る観点から、条例等における規定整備のあり方について審議した結果、「2 条例等における規定整備のあり方（案）」の（1）から（5）のとおり、あり方案を作成した。

### 土壌汚染対策法と生活環境保全条例に基づく「土壌汚染対策の流れ」とあり方（案）の対応箇所

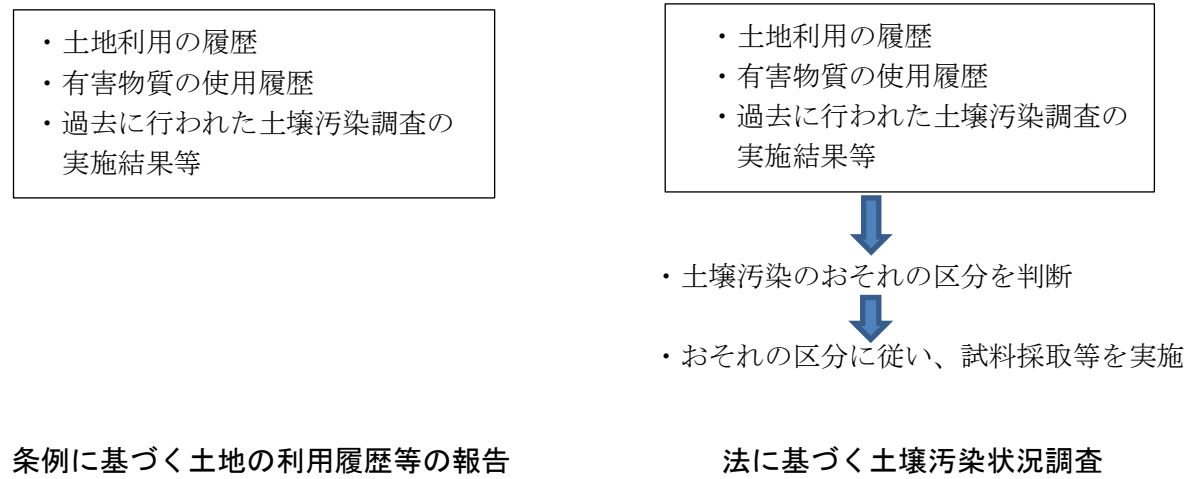
	土壌汚染対策法		生活環境保全条例		
土地の汚染状況の把握の契機	3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更【土地の形質変更の届出】 ↓ 有害物質の使用等の履歴がある場合、土壌汚染状況調査を実施		3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更【土地の利用履歴の報告（土壌汚染状況調査を実施している場合はその結果を含む）】		← (1)
	水質汚濁防止法に規定する有害物質使用施設の廃止 ↓ 土壌汚染状況調査を実施（工場が操業を続けている等の場合、調査が猶予される。）		条例に規定する有害物質使用施設の廃止等 ↓ 土壌汚染状況調査を実施（工場が操業を続けている等の場合、調査が猶予される。）		
土壌汚染の判明	直接摂取又は地下水等の摂取によるリスク	直接摂取又は地下水等の摂取によるリスク	直接摂取又は地下水等の摂取によるリスク	直接摂取又は地下水等の摂取によるリスク	← (5)
	あり	なし	あり	なし	
区域指定・区域指定の解除	要措置区域 ↓	形質変更時要届出区域 【形質変更を行う場合、工事毎の事前届出が必要】 ↓	要措置管理区域 ↓	要届出管理区域 【形質変更を行う場合、工事毎の事前届出が必要】 ↓	← (4)
	汚染の除去等の措置 ↓	(汚染の除去等の措置を行う場合) ↓	汚染の除去等の措置 ↓	(汚染の除去等の措置を行う場合) ↓	
	区域指定の解除	区域指定の解除	区域指定の解除	区域指定の解除	← (3)
その他	自主調査の結果を基に区域指定の申請ができる。		(自主調査等の指針) 法・条例の適用を受けない自主調査や基準不適合土壌の措置に関して指針を定め、指導・助言		

## 2 条例等における規定整備のあり方（案）

### （1）土地の形質変更の届出・調査に関する規定

- 現行の法では、土地の形質変更の届出をして調査命令を受けてから土壤汚染状況調査を実施することとされているが、迅速に行政判断を行うため、改正法では、土地の形質変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の実施結果を提出できることとされた。
- 条例では、汚染状況の迅速・的確な把握のため、土地の形質変更の届出に併せて、土地利用や有害物質（法に定める26種の有害物質と条例に定めるダイオキシン類）の使用の履歴等の報告を義務づけている。

この報告の内容は、法の土壤汚染状況調査に全て含まれており、土地の形質変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の実施結果が提出される場合は、条例に基づく報告と重複することとなる。



- このため、ダイオキシン類以外の有害物質について、土地の形質変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の実施結果が提出される場合は、条例に基づく報告を要しないものとするのが適当である。

### （2）有害物質使用施設の設置者の調査への協力に関する規定

- 現行の法では、水質汚濁防止法に定める有害物質使用施設の廃止時に、その土地の所有者等に、指定調査機関に土壤汚染状況調査を実施させることを義務づけている。調査の際に、施設設置者の協力が得られない場合、調査に支障が生じた事例があることから、改正法では、施設設置者は、施設で使用していた有害物質の種類等の情報を指定調査機関に提供しよう努めるものとするがされた。
- 条例では、条例に定める有害物質使用施設の廃止時に、その土地の所有者等に、指定調査機関に土壤汚染状況調査を実施させることを義務づけており、この調査の際に、施設設置者の協力が得られず、調査に支障が生じた事例がある。
- このため、条例において、条例に定める有害物質使用施設の設置者は、施設で使用していた有害物質の種類等の情報を土壤汚染状況調査を実施する指定調査機関に提供しよう努めるものとする規定を設けるのが適当である。

### （3）区域指定の解除の情報に関する規定

- 改正法では、汚染の除去等の措置が行われ要措置区域・形質変更時届出区域の指定が解除された場合に、措置済みの土地であることを明らかにするとともに、措置内容を閲覧可能とし、土壤汚染状況の把握を行う際に活用できるよう、指定が解除された区域の台帳（解除台帳）を調製して保管し、閲覧可能とすることとされた。
- 現在、解除台帳の記載事項について、中央環境審議会で審議されており、解除前の区域指定台帳に、
  - ・ 区域指定が解除された年月日
  - ・ 解除の理由となった汚染の除去等の措置の内容
  - ・ 汚染の封じ込め等の措置により要措置区域が形質変更時届出区域へ指定の変更がされた場合はその旨を追加して記載することが検討されている。
- 府域において法・条例を所管する29自治体のうち大阪府を含む15自治体では、法・条例に基づく区域指定の解除台帳を調製して保管し、閲覧可能とする運用を行っている。
- 府域において区域指定の解除の情報を統一化し、土壤汚染状況の把握を行う際に活用できるようにするため、条例において、指定が解除された要措置管理区域・要届出管理区域について、解除台帳を調製して保管し、閲覧可能とするものとする規定を設け、記載事項は法令と同様とすることが適当である。

### （4）指定区域から汚染土壌を搬出する際の管理票に関する措置

- 現行の法・条例では、法・条例に定める指定区域から汚染土壌を搬出しようとする場合、それぞれ管理票を交付し、保存することを義務づけている。
- 書面の保存に代えて電磁的記録の保存ができる規定を定める法律（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律）の省令において、法に基づく管理票を追加する改正がされることとなった。
- 府では、書面の保存に代えて電磁的記録の保存ができる規定を定める条例（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例）を施行し、電磁的記録の保存ができる文書を定めていることから、事業者の保管に係る負担を軽減するため、条例に基づく管理票について、電磁的記録の保存ができるものとするのが適当である。

### （5）その他

- 改正法では、都道府県知事の土壤の汚染の状況に関する情報の収集、整理、保存及び提供等に係る努力義務の対象に、区域指定に必要な飲用井戸の所在等の人の健康被害の防止に関する情報が追加された。
- 府域の飲用井戸の所在は、各市町村において定期的な調査や水道法の届出情報等により把握されている。区域指定の際には、これらの情報や、必要に応じて個別訪問や回覧により確認しており、飲用井戸に関する情報の収集について、現在、特に支障は生じていないことから、飲用井戸の所在等の情報収集・提供等については、改正法で措置される努力義務規定で足りる。